

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.5%（税抜き）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

(2014.10)

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.24% (税抜 3.0%) の場合は、概算で次のように計算します。

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額} \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3.24\% \text{ (税抜 3.0\%)}\end{aligned}$$

<口数指定で申込の場合>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円} \\ \text{購入時手数料} &= 1,000,000 \text{ 円} \times 3.24\% = 32,400 \text{ 円}\end{aligned}$$

となり、合計 1,032,400 円お支払いいただくこととなります。

<金額指定で申込の場合・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3.24\% \\ \text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} &= \text{購入金額} + \text{購入時手数料}\end{aligned}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。この場合、最大の購入口数は 968,618 口になり、購入時手数料は 31,382 円になります。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

購入時手数料を概算で求める場合は、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.24\%)) \times 3.24\%$$

* 分配金再投資コース (一部銘柄で取扱) の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用 (保有) 時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.647% (税抜き・概算)) が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約（換金）時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部（最大 0.5%）を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

信託財産留保額 = 10,000 円 × 0.3% = 30 円

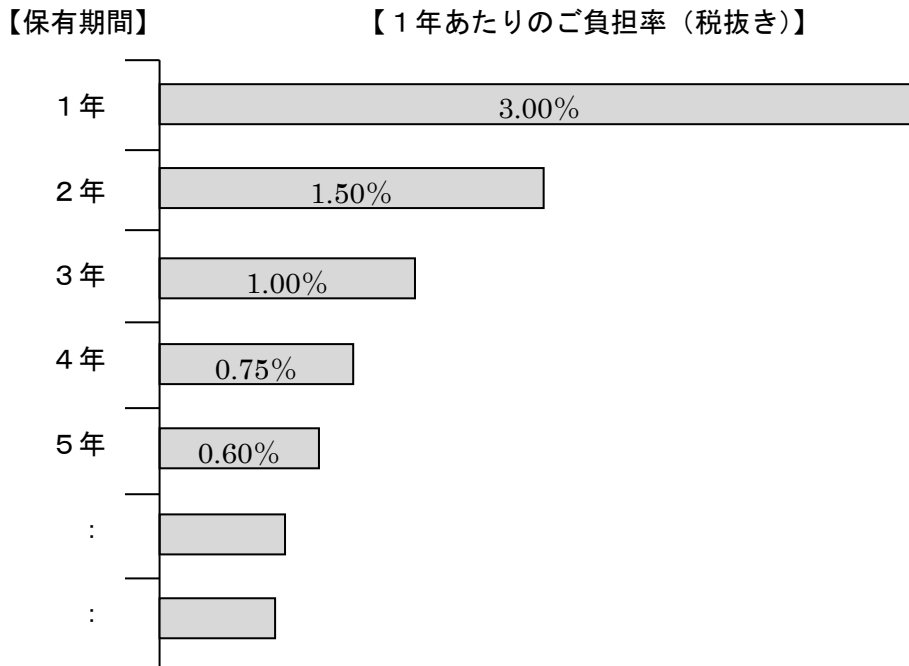
解約価額 = 10,000 円 - 30 円 = 9,970 円（10,000 口当り） となります。

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかかる場合がない場合があります、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3%（税抜き）の場合



※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

僕もFX取引で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

証券・金融商品あっせん相談センター (ADR ^{フィンマック}FINMAC)は、
法律に基づく公的な団体が連携した紛争解決機関です。2011年4月、**特定第一種金融商品取引業務
に係る指定紛争解決機関(金融庁指定)**としての業務を開始しました。

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。)公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

詳しくはホームページへ

<http://www.finmac.or.jp>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいはつサポート

証券紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

<http://www.finmac.or.jp>



ベアリング新興国債券ファンド(毎月決算型)

(愛称)あすなろ

追加型投信／海外／債券

商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年12回(毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2015年3月6日に関東財務局長に提出しており、2015年3月7日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

ベアリング投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号

設立年月日：1986年1月13日

資本金：250百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,869億円

(資本金、運用純資産総額は2015年6月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

(照会先)ベアリング投信投資顧問株式会社

●ホームページ：<http://www.barings.com/jp>

●電話番号：03-3501-6381(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてベアリング新興国債券マザーファンド受益証券を通じて新興国の現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカム・ゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

ファンドの特色

- 1 主としてベアリング新興国債券マザーファンド受益証券を通じて、新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

主な新興国群



実際の投資対象国は、これらの地域から投資魅力度を分析して選別され、随時変更されます。同時期に上記諸国のすべてに投資するわけではありません。また、上記諸国以外に投資を行う場合もあります。

- 2 毎月の分配を目指します。

毎月8日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

毎月8日に決算を行います。

(分配金お支払いのイメージ図)



※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 3 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

4 マザーファンドの運用にあたっては、「ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)」に運用指図に関する権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)は、英国ロンドンを本拠地として250年を超える歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。

同社は、1978年にグローバル債券運用を開始して以来、長期にわたる運用実績と高い運用能力ならびにトレーディング能力を有しており、運用の効率化の観点から、委託会社はマザーファンドの運用に関して運用指図の権限を同社に委託しています。

5 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。

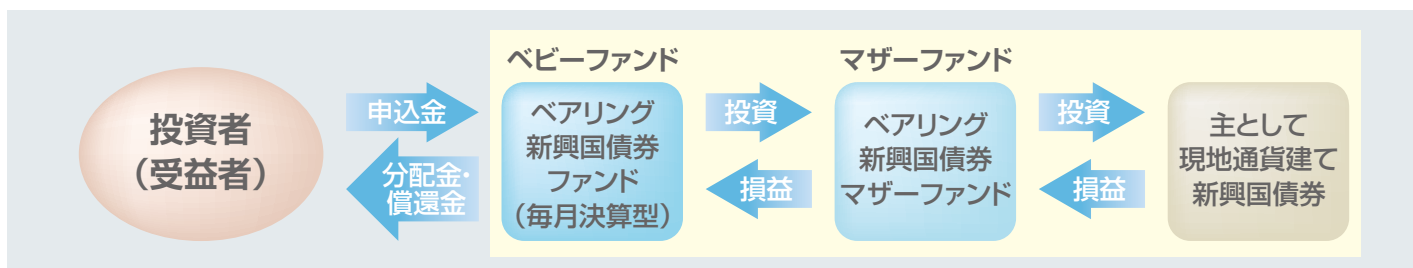
資金動向や市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに信託財産の規模等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

※信託財産の規模等には大量の追加設定または解約が生じたとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ 主な投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

毎月8日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の通り収益分配を行う方針とします。

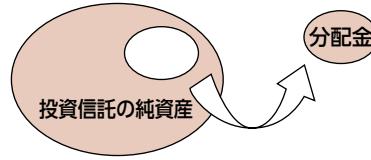
- ① 分配対象額は、経費控除後の利息・配当等収益と売買益(評価益を含む)等の全額とします。
- ② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

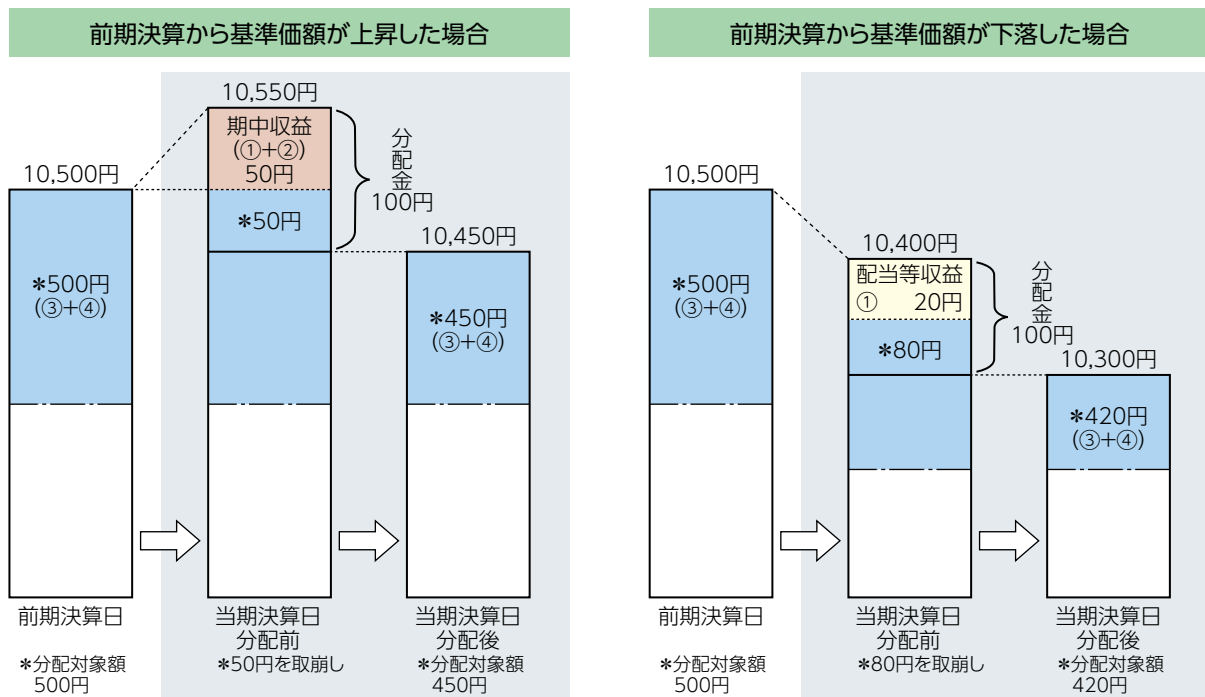
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

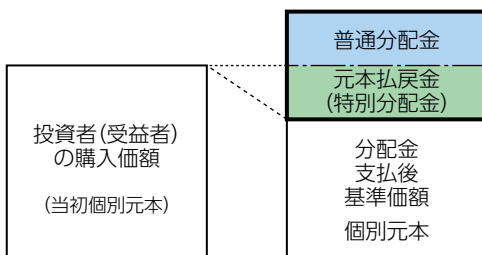
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

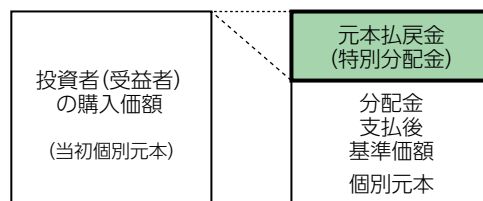
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンドを通じて新興国の現地通貨建て債券など値動きのある有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、**ご投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**また、**投資信託は預貯金とは異なります。**ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

公社債市場リスク(金利変動リスク)

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

信用リスク

当ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

カントリー・リスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの大幅な変動等に関連して投資判断に必要な情報を十分に確保できないなど運用上予期しない制約を受けるリスクが想定されます。また、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に大きくなる傾向があると考えられ、政治不安、経済情勢の悪化、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、公社債価格が大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

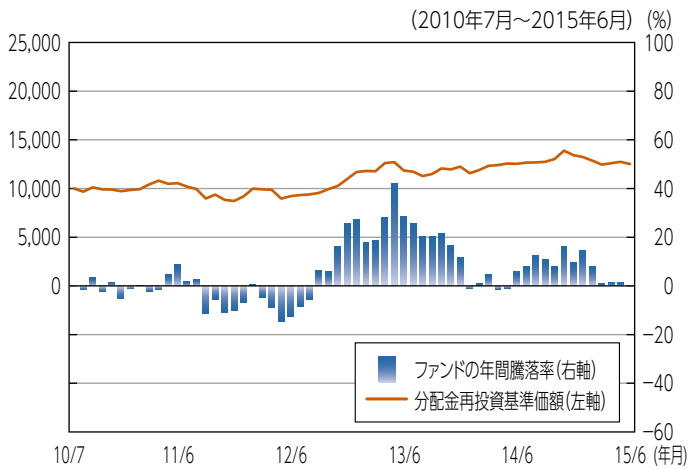
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されています。さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されています。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



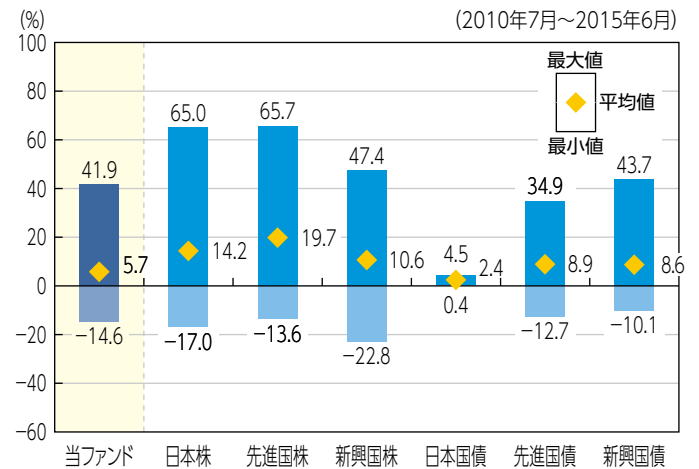
- ※当ファンドの年間騰落率は、2010年7月～2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、2010年7月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



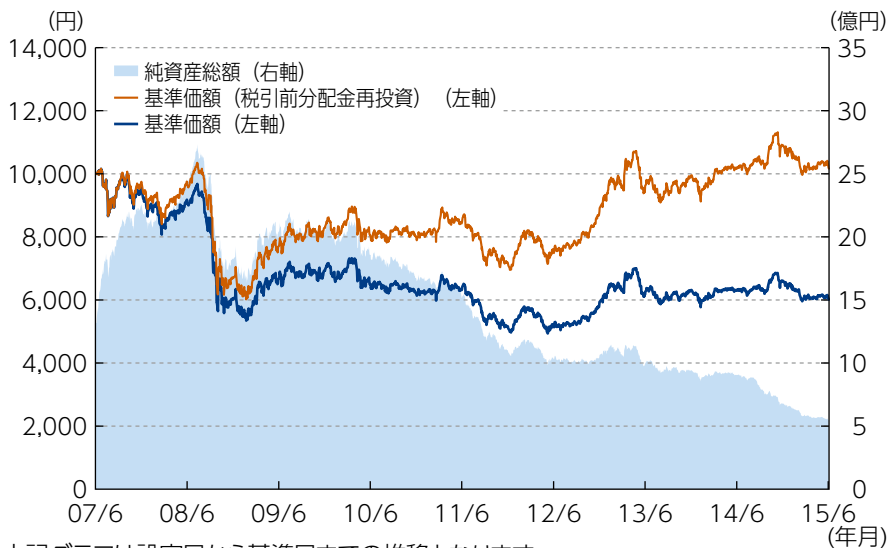
- ※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年7月～2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各指数について

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・ シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の基準価額とは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2015年 6月30日
設定日	2007年 6月29日

基準価額	6,008円
純資産総額	5.4億円

分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第88期	2015年 1月	25円
第89期	2015年 2月	25円
第90期	2015年 3月	25円
第91期	2015年 4月	25円
第92期	2015年 5月	25円
第93期	2015年 6月	25円
直近1年間累計		300円
設定来累計		3,490円

主要な資産の状況

<組入上位10銘柄> (マザーファンド)

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国名	比率(%)
1	インドネシア国債	10.75	2016年5月15日	BBB-	インドネシア・ルピア	インドネシア	18.3
2	メキシコ国債	6.5	2022年6月9日	A	メキシコ・ペソ	メキシコ	17.3
3	ブラジル国債	10	2017年1月1日	BBB+	ブラジル・リアル	ブラジル	17.3
4	ポーランド国債	5.75	2022年9月23日	A	ポーランド・ズロチ	ポーランド	13.6
5	トルコ国債	8.2	2016年11月16日	BBB	トルコ・リラ	トルコ	11.4
6	ハンガリー国債	6.75	2017年2月24日	BBB-	ハンガリー・フォリント	ハンガリー	10.8
7	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

<通貨別構成比率> (マザーファンド)

通貨	比率(%)
インドネシア・ルピア	18.3
メキシコ・ペソ	17.3
ブラジル・リアル	17.3
ポーランド・ズロチ	13.6
トルコ・リラ	11.4
ハンガリー・フォリント	10.8
現金等	11.3
合計	100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

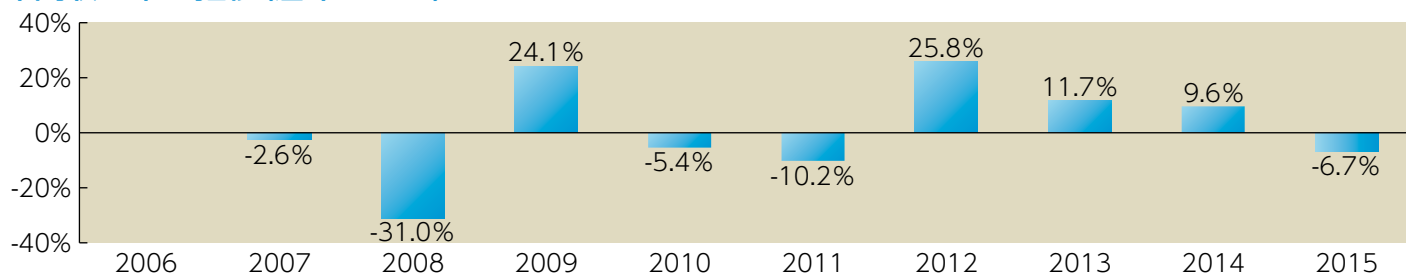
<債券種別構成比率> (マザーファンド)

内訳	比率(%)
内訳	
国債	88.7
国際機関債	0.0
社債	0.0
現金等	11.3
合計	100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

※格付は、有力格付機関の格付の内、最も高い格付けを使用しています。なお、格付は基準日現在の格付を使用しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2007年は設定日(6月29日)から年末までの収益率、2015年は6月末までの収益率を表示。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
申込不可日	申込日がロンドン(英国)の銀行休業日。
購入の申込期間	2015年3月7日から2015年12月3日まで ※当ファンドの信託期間は2015年12月7日までとなっております。お申込みの際は信託期間にご留意下さい。
換金制限	クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2015年12月7日まで(2007年6月29日設定) 投資者(受益者)に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(6月、12月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。 ※詳細は販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	ありません。(マザーファンドにおいてもありません。)	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し 年1.5552% (税抜1.44%)の率を乗じて得た金額とし、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
運用管理費用(信託報酬)の配分	支払先	内訳(年率)	主な役務の内容
	委託会社	0.756% (税抜0.70%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
	販売会社	0.756% (税抜0.70%)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0432% (税抜0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの外部委託先である投資顧問会社(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人))への運用報酬(年率0.3375%以内)が含まれます。			
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。 ※監査費用以外の「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。監査費用の料率については、請求目論見書をご参照ください。	監査費用:ファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料 信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 保管費用:資産を海外で保管する場合の費用	

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 上記は2015年6月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.





投資信託説明書(請求目論見書)

2015.9.7

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

ベアリング新興国債券ファンド(毎月決算型)

(愛称) あすなる

ベアリング投信投資顧問株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年 法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成27年3月6日に関東財務局長に提出しており、平成27年3月7日にその届出の効力が生じております。
2. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した文書として、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
3. 「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響のほか為替の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
4. 当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

発行者名	ベアリング投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 和田 浩己
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	9
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	22
5 運用状況	25
第2 管理及び運営	33
1 申込（販売）手続等	33
2 換金（解約）手続等	33
3 資産管理等の概要	34
4 受益者の権利等	37
第3 ファンドの経理状況	38
1 財務諸表	40
2 ファンドの現況	55
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	56
第三部 委託会社等の情報	58
第1 委託会社等の概況	58
1 委託会社等の概況	58
2 事業の内容及び営業の概況	62
3 委託会社等の経理状況	63
4 利害関係人との取引制限	80
5 その他	80

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）

上記の愛称として「あすなろ」ということがあります。

（以下、「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。
- ② 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるベアリング投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ③ 当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日^{※1}の翌営業日の基準価額^{※2}とします。

※1 ロンドン（英国）の銀行休業日はお申込みを受付けません。

※2 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、販売会社^{※3}または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※3 「販売会社」とは、当ファンドの販売について委託会社が指定する金融商品取引業者および登録金融機関をいいます。

委託会社に対する照会は、下記においてできます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等がかかります。

※自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのお申込単位については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成27年3月7日から平成27年12月3日まで

※当ファンドの信託期間は平成27年12月7日までとなっております。お申込みの際は信託期間にご留意ください。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みは、販売会社で取扱います。販売会社については、下記にお問い合わせください。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込代金は、お申込みを行った販売会社に、販売会社の定める期日までにお支払いください。（詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。）販売会社が取得申込者から受付けたお申込代金は、当該申込みにかかる追加信託が行われる日に販売会社より、ベアリング投信投資顧問株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、追加信託金として受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、お申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、ベアリング新興国債券マザーファンド受益証券を通じて新興国の現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカム・ゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合 ()

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		あり
一般	年2回	日本		()
大型株	年4回	北米	ファミリー	
中小型株	年6回	欧州	ファンド	なし
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性	()	(中東)	ファンド・	
()		エマージング	オブ・	
不動産投信			ファンズ	
その他資産				
(投資信託証券				
(債券(一般))				
資産複合				
()				

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（債券（一般）））	目論見書または信託約款において、投資信託証券（投資形態がマザーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを用います。）を通じて主として公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ 信託金の限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することが出来ます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

④ ファンドの特色

1 主としてベアリング新興国債券マザーファンド受益証券を通じて、新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

主な新興国群



実際の投資対象国は、これらの地域から投資魅力度を分析して選別され、随時変更されます。同時期に上記諸国のすべてに投資するわけではありません。また、上記諸国以外に投資を行う場合もあります。

2 毎月の分配を目指します。

毎月8日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

毎月8日に決算を行います。

(分配金お支払いのイメージ図)



※上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

3 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

4 マザーファンドの運用にあたっては、「ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)」に運用指図に関する権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)は、英国ロンドンを本拠地として250年を超える歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。

同社は、1978年にグローバル債券運用を開始して以来、長期にわたる運用実績と高い運用能力ならびにトレーディング能力を有しており、運用の効率化の観点から、委託会社はマザーファンドの運用に関して運用指図の権限を同社に委託しています。

5 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。

資金動向や市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに信託財産の規模等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

※信託財産の規模等には大量の追加設定または解約が生じたとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

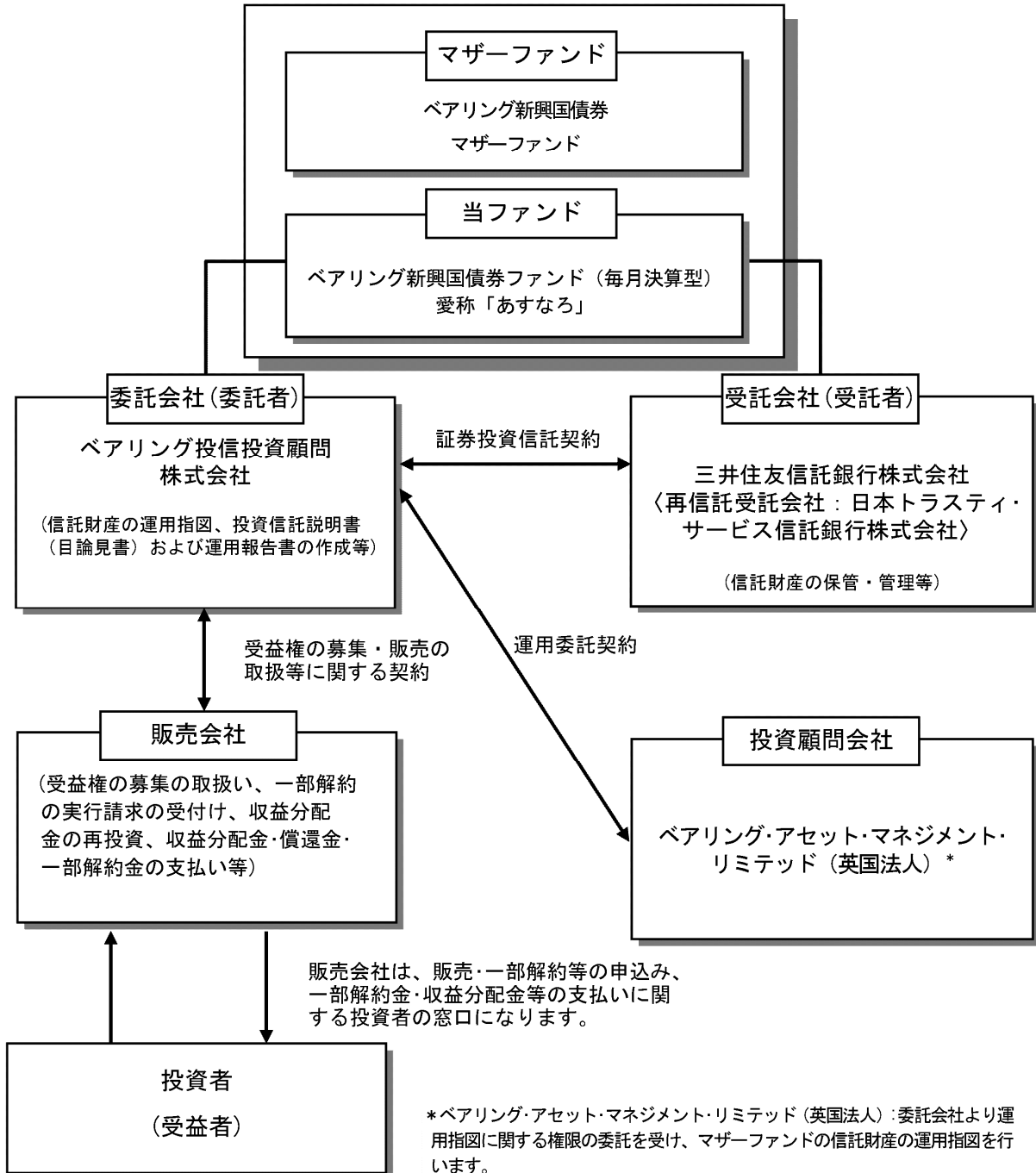
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成26年11月11日 信託期間を平成27年12月7日までとする旨の約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



委託会社が関係人と締結している契約等の概要

a. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

c. 投資顧問会社と締結している契約

運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。

<ファミリーファンド方式の仕組み>

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社等の概況

1. 資本金の額

平成27年6月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和57年1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所を開設
昭和61年1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
昭和62年2月	関東財務局に投資顧問業者として登録
昭和62年6月	投資一任契約業認可取得
平成7年1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
平成7年9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成7年11月	投資信託委託業認可取得
平成11年4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成19年9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成21年6月	第二種金融商品取引業登録

3. 大株主の状況

(平成27年6月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、ベアリング新興国債券マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

b. 運用方法

① 投資対象

主として、ベアリング新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 主として、マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
- 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、22条および23条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1号第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
15. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
17. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までおよび第6号の証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号から第4号までおよび第6号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第16号の証券および第17号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この④において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（3）【運用体制】

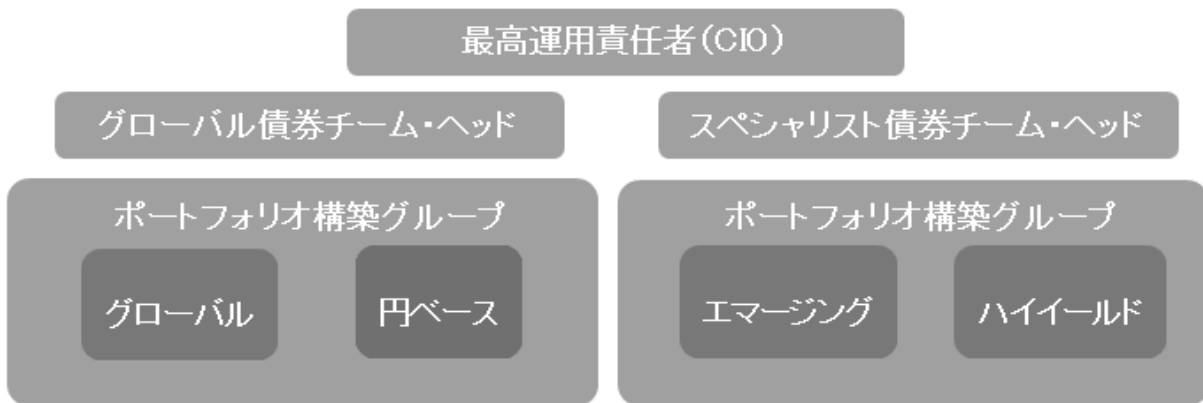
当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限の一部を、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。債券の運用を担当する債券・通貨チームは、通貨・商品別にポートフォリオ構築グループが細分化されています。また、債券チーム内だけでなく株式運用チームとも投資環境について、意見や情報交換を活発に行っています。

債券・通貨チームはロンドン、東京を拠点とし、ファンドマネジャー、アナリスト、トレーダーにより構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームにより討議と検証を経て行われます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用審査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

債券・通貨運用体制



運用プロセス



- 調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。
- 投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのспред水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。
- ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオを当ファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。
- 取引の執行：債券専任のトレーダーが行います。

運用体制等は平成27年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- a. 原則として、毎決算日（原則として毎月8日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。
 - ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
 - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- b. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- ① 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - ② 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- d. 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

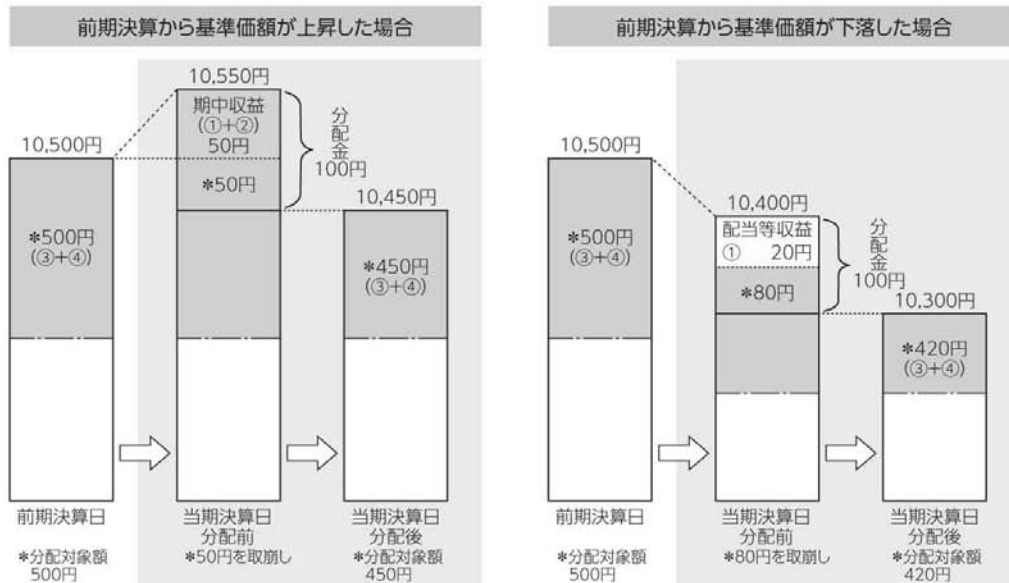
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

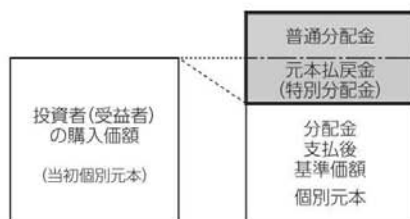
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

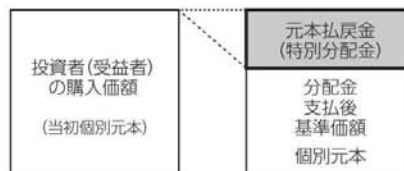
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(5) 【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

a. 株式への投資制限（約款「運用の基本方針 3. 運用制限」）

株式への投資は転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

b. 投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針 3. 運用制限」および第16条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針 3. 運用制限」）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d. 外国為替予約の指図および範囲（約款第27条）

① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前記①の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前記②の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 前記②において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. 先物取引等の運用指図および範囲（約款第21条）

① 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第20条）

① 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第20条第2項）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- h. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第24条）
- ① 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前記①において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- i. 投資する株式等の範囲（約款第19条）
委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- j. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- k. 資金の借入れ（約款第34条）
- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 前①の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 前②の一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までもしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法令で定める投資制限>

- a. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

b. 同一の法人の発行する株式の所得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<ご参考>

「親投資信託 ベアリング新興国債券マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

基本方針

この投資信託は、主として新興国の政府、政府機関、もしくは企業が発行する現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。現地通貨建て債券の他に新興国の外貨建て債券に投資することもあります。

運用方法

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、新興国の政府、政府機関、もしくは企業が発行する現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。現地通貨建て債券の他に新興国の外貨建て債券に投資することもあります。

かかる新興国の債券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

運用制限

(1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて新興国の現地通貨建て債券など値動きのある有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは次の通りです。

a. 公社債市場リスク（金利変動リスク）

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

b. 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

c. 信用リスク

当ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

d. カントリー・リスク

新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、証券市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの大幅な変動等に関連して投資判断に必要な情報を十分に確保できないなど運用上予期しない制約を受けるリスクが想定されます。また、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に大きくなる傾向があると考えられ、政治不安、経済情勢の悪化、社会不安、他国との外交関係の悪化等により、金融・証券市場が混乱し、公社債価格が大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

e. 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

f. ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

g. その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

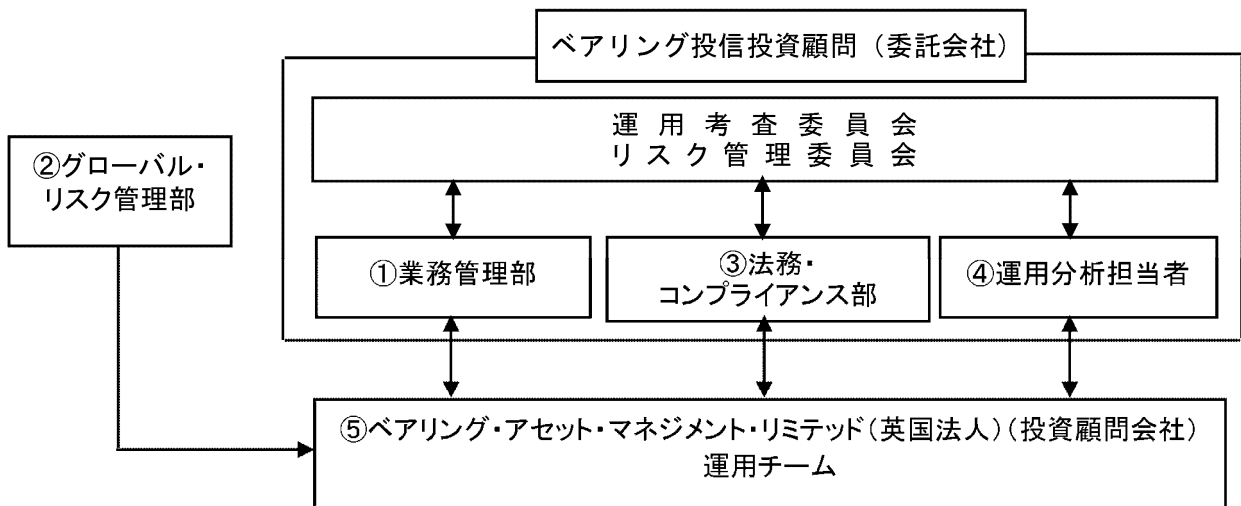
<収益分配金に関する留意点>

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。



① 業務管理部 (委託会社)

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令、諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

② グローバル・リスク管理部 (ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド (英国法人) (投資顧問会社))

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

③ 法務・コンプライアンス部 (委託会社)

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

④ 運用分析担当者 (委託会社)

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

⑤ 運用チーム (ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド (英国法人) (投資顧問会社))

運用チームは上記①、②、③および④の報告、助言を受けて必要に応じ、ポートフォリオの改善を行います。

上記の投資リスクの管理体制は平成27年6月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

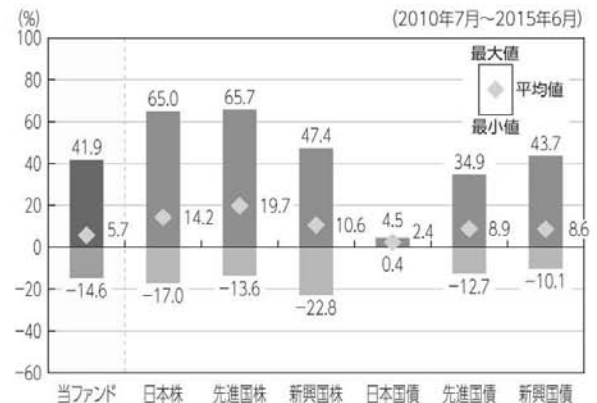
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※当ファンドの年間騰落率は、2010年7月～2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、2010年7月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年7月～2015年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○各指数について

- ・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

※自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5552%（税抜1.44%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）

支払先	内訳（年率）	主な役務の内容
委託会社	0.756% （税抜0.70%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	0.756% （税抜0.70%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.0432% （税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

なお、委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社であるベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）への運用報酬（年率0.3375%以内）が含まれています。

- ② 前記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前記①の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、6月および12月に到来する毎計算期間末の純資産総額に対し0.0025704%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、6月および12月に到来する毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、308,572円（税抜285,715円）に満たない場合は、308,572円（税抜285,715円）とします。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ④ 上記①、③の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記②以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	—	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	—	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 上記の内容は平成27年6月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成27年6月30日現在)

資産の種類		国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
有価証券	親投資信託受益証券	日本	544,109,878	100.09
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△522,474	△0.09
合計（純資産総額）		—	543,587,404	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。（以下同じ）

<ご参考> 「ベアリング新興国債券マザーファンド」の投資状況

(平成27年6月30日現在)

資産の種類		国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
有価証券	国債証券	インドネシア	99,386,910	18.26
		メキシコ	94,244,202	17.32
		ブラジル	93,876,131	17.25
		ポーランド	73,799,089	13.56
		トルコ	62,286,812	11.44
		ハンガリー	59,032,238	10.84
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	61,467,113	11.29
合計（純資産総額）		—	544,092,495	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単 価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受 益証券	ベアリング新興国債券 マザーファンド	472,440,634	1.1725	553,936,644	1.1517	544,109,878	100.09

投資有価証券の種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	100.09
合計		100.09

<ご参考> 「ベアリング新興国債券マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄

(平成27年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インドネシア	国債証券	INDONESIA 10.75% 15MAY16	10,500,000,000	0.94	99,401,400	0.94	99,386,910	10.75	2016/5/15	18.26
2	メキシコ	国債証券	MEXICO 6.50% 09JUN22	11,700,000	806.36	94,344,588	805.50	94,244,202	6.5	2022/6/9	17.32
3	ブラジル	国債証券	NT DO TES 10.00% 01JAN17	2,520,000	3,735.85	94,143,433	3,725.24	93,876,131	10	2017/1/1	17.25
4	ポーランド	国債証券	POLAND 5.75% 23SEP22	1,930,000	3,875.57	74,798,682	3,823.78	73,799,089	5.75	2022/9/23	13.56
5	トルコ	国債証券	TURKEY 8.20% 16NOV16	1,400,000	4,423.71	61,931,974	4,449.05	62,286,812	8.2	2016/11/16	11.44
6	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6.75% 24FEB17	125,000,000	47.26	59,081,164	47.22	59,032,238	6.75	2017/2/24	10.84

<ご参考> 「ベアリング新興国債券マザーファンド」の投資有価証券の種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	88.70
合計		88.70

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成27年6月30日現在、同日前1年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

計算期間	純資産総額 (百万円)	1万口当たり純資産額 (円)
第1特定期間末 (平成19年12月10日)	(分配付) 2,257 (分配落) 2,213	(分配付) 9,641 (分配落) 9,446
第2特定期間末 (平成20年6月9日)	(分配付) 2,393 (分配落) 2,304	(分配付) 9,157 (分配落) 8,797
第3特定期間末 (平成20年12月8日)	(分配付) 1,828 (分配落) 1,730	(分配付) 6,095 (分配落) 5,755
第4特定期間末 (平成21年6月8日)	(分配付) 2,183 (分配落) 2,109	(分配付) 7,044 (分配落) 6,804
第5特定期間末 (平成21年12月8日)	(分配付) 2,116 (分配落) 2,044	(分配付) 7,123 (分配落) 6,883
第6特定期間末 (平成22年6月8日)	(分配付) 1,913 (分配落) 1,843	(分配付) 6,671 (分配落) 6,431
第7特定期間末 (平成22年12月8日)	(分配付) 1,787 (分配落) 1,720	(分配付) 6,565 (分配落) 6,325
第8特定期間末 (平成23年6月8日)	(分配付) 1,653 (分配落) 1,591	(分配付) 6,650 (分配落) 6,410
第9特定期間末 (平成23年12月8日)	(分配付) 1,188 (分配落) 1,134	(分配付) 5,526 (分配落) 5,286
第10特定期間末 (平成24年6月8日)	(分配付) 1,068 (分配落) 1,019	(分配付) 5,345 (分配落) 5,105
第11特定期間末 (平成24年12月10日)	(分配付) 1,052 (分配落) 1,020	(分配付) 5,777 (分配落) 5,612
第12特定期間末 (平成25年6月10日)	(分配付) 1,052 (分配落) 1,026	(分配付) 6,586 (分配落) 6,436
第13特定期間末 (平成25年12月9日)	(分配付) 964 (分配落) 941	(分配付) 6,369 (分配落) 6,219
第14特定期間末 (平成26年6月9日)	(分配付) 945 (分配落) 923	(分配付) 6,534 (分配落) 6,384
第15特定期間末 (平成26年12月8日)	(分配付) 749 (分配落) 730	(分配付) 7,005 (分配落) 6,855
第16特定期間末 (平成27年6月8日)	(分配付) 578 (分配落) 563	(分配付) 6,274 (分配落) 6,124
平成26年6月末日	904	6,306
平成26年7月末日	890	6,346
平成26年8月末日	883	6,326
平成26年9月末日	795	6,335
平成26年10月末日	760	6,454
平成26年11月末日	740	6,851
平成26年12月末日	678	6,600
平成27年1月末日	652	6,483
平成27年2月末日	622	6,280
平成27年3月末日	581	6,049

平成27年4月末日	568	6,096
平成27年5月末日	570	6,138
平成27年6月末日	543	6,008

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期～第3期（第1特定期間） （平成19年6月29日から平成19年12月10日まで）	195
第4期～第9期（第2特定期間） （平成19年12月11日から平成20年6月9日まで）	360
第10期～第15期（第3特定期間） （平成20年6月10日から平成20年12月8日まで）	340
第16期～第21期（第4特定期間） （平成20年12月9日から平成21年6月8日まで）	240
第22期～第27期（第5特定期間） （平成21年6月9日から平成21年12月8日まで）	240
第28期～第33期（第6特定期間） （平成21年12月9日から平成22年6月8日まで）	240
第34期～第39期（第7特定期間） （平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）	240
第40期～第45期（第8特定期間） （平成22年12月9日から平成23年6月8日まで）	240
第46期～第51期（第9特定期間） （平成23年6月9日から平成23年12月8日まで）	240
第52期～第57期（第10特定期間） （平成23年12月9日から平成24年6月8日まで）	240
第58期～第63期（第11特定期間） （平成24年6月9日から平成24年12月10日まで）	165
第64期～第69期（第12特定期間） （平成24年12月11日から平成25年6月10日まで）	150
第70期～第75期（第13特定期間） （平成25年6月11日から平成25年12月9日まで）	150
第76期～第81期（第14特定期間） （平成25年12月10日から平成26年6月9日まで）	150
第82期～第87期（第15特定期間） （平成26年6月10日から平成26年12月8日まで）	150
第88期～第93期（第16特定期間） （平成26年12月9日から平成27年6月8日まで）	150

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1期～第3期 (第1特定期間)	△3.6
第4期～第9期 (第2特定期間)	△3.1
第10期～第15期 (第3特定期間)	△30.7
第16期～第21期 (第4特定期間)	22.4
第22期～第27期 (第5特定期間)	4.7
第28期～第33期 (第6特定期間)	△3.1
第34期～第39期 (第7特定期間)	2.1
第40期～第45期 (第8特定期間)	5.1
第46期～第51期 (第9特定期間)	△13.8
第52期～第57期 (第10特定期間)	1.1
第58期～第63期 (第11特定期間)	13.2
第64期～第69期 (第12特定期間)	17.4
第70期～第75期 (第13特定期間)	△1.0
第76期～第81期 (第14特定期間)	5.1
第82期～第87期 (第15特定期間)	9.7
第88期～第93期 (第16特定期間)	△8.5

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

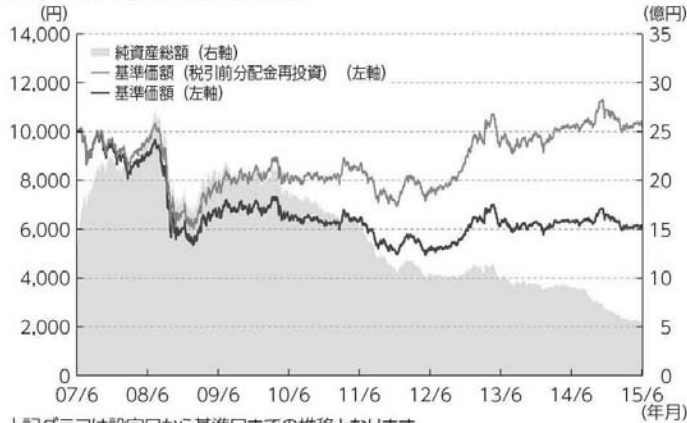
計算期間	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期～第3期 (第1特定期間)	2,380,325,318	37,183,109	2,343,142,209
第4期～第9期 (第2特定期間)	414,023,780	137,918,102	2,619,247,887
第10期～第15期 (第3特定期間)	615,464,238	227,352,985	3,007,359,140
第16期～第21期 (第4特定期間)	197,382,539	103,450,135	3,101,291,544
第22期～第27期 (第5特定期間)	133,203,444	264,592,480	2,969,902,508
第28期～第33期 (第6特定期間)	130,641,419	233,601,813	2,866,942,114
第34期～第39期 (第7特定期間)	99,268,029	246,938,364	2,719,271,779
第40期～第45期 (第8特定期間)	68,549,764	304,767,711	2,483,053,832
第46期～第51期 (第9特定期間)	66,811,757	403,183,063	2,146,682,526
第52期～第57期 (第10特定期間)	61,909,582	211,563,944	1,997,028,164
第58期～第63期 (第11特定期間)	54,761,284	232,563,196	1,819,226,252
第64期～第69期 (第12特定期間)	56,252,836	280,022,203	1,595,456,885
第70期～第75期 (第13特定期間)	34,839,737	116,666,411	1,513,630,211
第76期～第81期 (第14特定期間)	35,239,464	102,475,670	1,446,394,005
第82期～第87期 (第15特定期間)	24,184,433	405,206,044	1,065,372,394
第88期～第93期 (第16特定期間)	16,937,821	161,581,723	920,728,492

(注1) 第1特定期間の設定数量(口)には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における販売または解約の実績はありません。

(参考情報)

■ 基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
 基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の基準価額とは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2015年 6月30日
設定日	2007年 6月29日
基準価額	6,008円
純資産総額	5.4億円

■ 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第88期	2015年 1月	25円
第89期	2015年 2月	25円
第90期	2015年 3月	25円
第91期	2015年 4月	25円
第92期	2015年 5月	25円
第93期	2015年 6月	25円
直近1年間累計		300円
設定来累計		3,490円

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国名	比率(%)
1	インドネシア国債	10.75	2016年5月15日	BBB-	インドネシア・ルピア	インドネシア	18.3
2	メキシコ国債	6.5	2022年6月9日	A	メキシコ・ペソ	メキシコ	17.3
3	ブラジル国債	10	2017年1月1日	BBB+	ブラジル・リアル	ブラジル	17.3
4	ポーランド国債	5.75	2022年9月23日	A	ポーランド・ズロチ	ポーランド	13.6
5	トルコ国債	8.2	2016年11月16日	BBB	トルコ・リラ	トルコ	11.4
6	ハンガリー国債	6.75	2017年2月24日	BBB-	ハンガリー・フォリント	ハンガリー	10.8
7	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

<通貨別構成比率>(マザーファンド)

通貨	比率(%)
インドネシア・ルピア	18.3
メキシコ・ペソ	17.3
ブラジル・リアル	17.3
ポーランド・ズロチ	13.6
トルコ・リラ	11.4
ハンガリー・フォリント	10.8
現金等	11.3
合計	100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

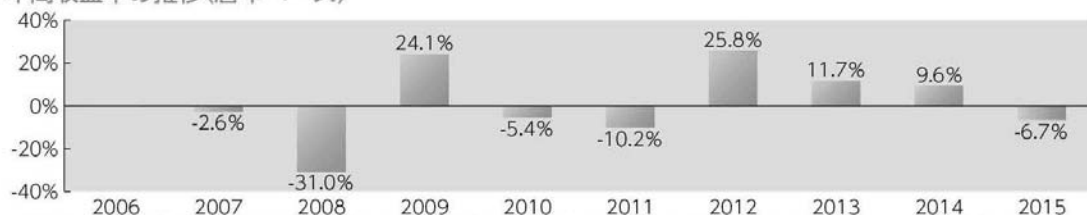
<債券種別構成比率>(マザーファンド)

内訳	比率(%)
内訳	比率(%)
国債	88.7
国際機関債	0.0
社債	0.0
現金等	11.3
合計	100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

※格付は、有力格付機関の格付の内、最も高い格付けを使用しています。なお、格付は基準日現在の格付を使用しています。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2007年は設定日(6月29日)から年末までの収益率、2015年は6月末までの収益率を表示。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権取得のお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、取得申込日がロンドン（英国）の銀行休業日と同日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益分配がなされた場合に収益分配金を受取る「分配金受取コース」と、収益分配金は原則として税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。取扱いコースは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。
なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。
ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部
電話番号：03-3501-6381
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで
ホームページ <http://www.barings.com/jp>
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位につきましては、販売会社までお問い合わせください。
なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。
ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部
電話番号：03-3501-6381
受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで
ホームページ <http://www.barings.com/jp>
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込み受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

(4) 一部解約のお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、一部解約の実行の請求日が、ロンドン（英国）の銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けはいたしません。

(5) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1. 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドは、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

公社債等：計算日※における以下のいずれかの価額

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

2. 基準価額の算定と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年6月29日から平成27年12月7日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）まで。

ただし、委託会社が信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

1. 当ファンドの計算期間は、原則として毎月の9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成19年6月29日より平成19年10月9日までとし、第2計算期間はその翌日から開始されるものとします。
2. 前記1. の場合において、計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 【その他】

1. 信託契約の解約

次の場合には信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は前記 a. および b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 前記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 前記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、信託は監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記2. 信託約款の変更 e. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知

られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記 a. から e. の規定にしたがいます。

3. 反対者の買取請求権

前記「1. 信託契約の解約 a.～j.」に規定する信託契約の解約または前記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行う場合において、前記「1. 信託契約の解約 d.」または、前記「2. 信託約款の変更 c.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5. 関係会社との契約の更改等

- a. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
- b. 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドが主として投資するベアリング新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、両当事者のいずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

6. 受託会社の辞任に伴う取扱い

- 1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。
- 2) 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。この場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8. 公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

9. 運用報告書

委託会社は、6月および12月の計算期間終了日毎および償還時に、当該期間中の運用経過、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に交付いたします。運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付いたします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として計算期間の末日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
- ② 上記①の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。
- ③ 収益分配金のお支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ④ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

B. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として償還日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
- ② 償還金のお支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

C. 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

D. 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第16特定期間（第88期から第93期まで（平成26年12月9日から平成27年6月8日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日（各計算期間終了日が休業日の場合は、該当日以降の最初の営業日）までとしておりますが、当該計算期間は6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16特定期間（第88期から第93期まで（平成26年12月9日から平成27年6月8日まで））の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 8 月 11 日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

竹内 知明 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」の平成 26 年 12 月 9 日から平成 27 年 6 月 8 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）」の平成 27 年 6 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

【ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15特定期間末 (第87期計算期間末) 平成26年12月8日現在	第16特定期間末 (第93期計算期間末) 平成27年6月8日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	734,178,881	567,226,059
未収入金	4,270,117	4,246,207
流動資産合計	738,448,998	571,472,266
資産合計	738,448,998	571,472,266
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,663,430	2,301,821
未払解約金	4,270,117	4,246,207
未払受託者報酬	24,445	20,854
未払委託者報酬	855,544	729,885
その他未払費用	308,572	308,572
流動負債合計	8,122,108	7,607,339
負債合計	8,122,108	7,607,339
純資産の部		
元本等		
元本	1,065,372,394	920,728,492
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△335,045,504	△356,863,565
(分配準備積立金)	29,687,791	29,812,060
元本等合計	730,326,890	563,864,927
純資産合計	730,326,890	563,864,927
負債純資産合計	738,448,998	571,472,266

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15特定期間 (第82期から第87期) 自 平成26年6月10日 至 平成26年12月8日	第16特定期間 (第88期から第93期) 自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日
営業収益		
有価証券売買等損益	78,263,983	△55,465,739
営業収益合計	78,263,983	△55,465,739
営業費用		
受託者報酬	179,743	132,356
委託者報酬	6,290,797	4,632,324
その他費用	308,572	308,572
営業費用合計	6,779,112	5,073,252
営業利益又は営業損失(△)	71,484,871	△60,538,991
経常利益又は経常損失(△)	71,484,871	△60,538,991
当期純利益又は当期純損失(△)	71,484,871	△60,538,991
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,644,343	△1,273,953
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△522,994,520	△335,045,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	147,101,548	58,285,017
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	147,101,548	58,285,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,860,508	6,296,351
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,860,508	6,296,351
分配金	19,132,552	14,541,689
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△335,045,504	△356,863,565

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第16特定期間 (第88期から第93期) 自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(追加情報)

	第16特定期間 (第88期から第93期) 自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日
信託期間の変更	<p>平成26年10月16日付の信託約款変更に伴い、当ファンドは信託期間を無期限から有期限（平成27年12月7日償還日、該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）に変更しております。</p> <p>また、当該有期限までに運用の更なる継続が投資者（受益者）に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p> <p>なお、当該変更は、平成26年11月11日より適用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第15特定期間末 (第87期計算期間末) 平成26年12月8日現在	第16特定期間末 (第93期計算期間末) 平成27年6月8日現在
1. 受益権の総数		1,065,372,394口	920,728,492口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額		335,045,504円	356,863,565円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.6855円 (6,855円)	0.6124円 (6,124円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15特定期間 (第82期から第87期) 自 平成26年 6月10日 至 平成26年12月 8日	第16特定期間 (第88期から第93期) 自 平成26年12月 9日 至 平成27年 6月 8日																																																						
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用</p> <p style="text-align: right;">728,106円</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>2. 分配金の計算方法</p> <p>当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配可能額</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(円)</th> <th style="text-align: center;">(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第82期 (自 平成26年 6月10日 至 平成26年 7月 8日)</td> <td style="text-align: right;">43,914,691</td> <td style="text-align: right;">3,563,781</td> </tr> <tr> <td>第83期 (自 平成26年 7月 9日 至 平成26年 8月 8日)</td> <td style="text-align: right;">44,265,491</td> <td style="text-align: right;">3,505,816</td> </tr> <tr> <td>第84期 (自 平成26年 8月 9日 至 平成26年 9月 8日)</td> <td style="text-align: right;">45,101,418</td> <td style="text-align: right;">3,407,059</td> </tr> <tr> <td>第85期 (自 平成26年 9月 9日 至 平成26年10月 8日)</td> <td style="text-align: right;">42,067,122</td> <td style="text-align: right;">3,112,979</td> </tr> <tr> <td>第86期 (自 平成26年10月 9日 至 平成26年11月10日)</td> <td style="text-align: right;">41,092,533</td> <td style="text-align: right;">2,879,487</td> </tr> <tr> <td>第87期 (自 平成26年11月11日 至 平成26年12月 8日)</td> <td style="text-align: right;">39,251,716</td> <td style="text-align: right;">2,663,430</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,132,552</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第82期 (自 平成26年 6月10日 至 平成26年 7月 8日)</p> <p>計算期間末の経費控除後の配当等収益 4,216,982円(1万口当たり29.58円)、収益調整金8,622,233円(1万口当たり60.48円)及び分配準備積立金31,075,476円(1万口当たり217.99円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、3,563,781円(1万口当たり25.00円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>第83期</p>		分配可能額	分配金額		(円)	(円)	第82期 (自 平成26年 6月10日 至 平成26年 7月 8日)	43,914,691	3,563,781	第83期 (自 平成26年 7月 9日 至 平成26年 8月 8日)	44,265,491	3,505,816	第84期 (自 平成26年 8月 9日 至 平成26年 9月 8日)	45,101,418	3,407,059	第85期 (自 平成26年 9月 9日 至 平成26年10月 8日)	42,067,122	3,112,979	第86期 (自 平成26年10月 9日 至 平成26年11月10日)	41,092,533	2,879,487	第87期 (自 平成26年11月11日 至 平成26年12月 8日)	39,251,716	2,663,430		19,132,552		<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用</p> <p style="text-align: right;">536,153円</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>2. 分配金の計算方法</p> <p>当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配可能額</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分配金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(円)</th> <th style="text-align: center;">(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第88期 (自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日)</td> <td style="text-align: right;">38,147,274</td> <td style="text-align: right;">2,553,049</td> </tr> <tr> <td>第89期 (自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日)</td> <td style="text-align: right;">38,186,183</td> <td style="text-align: right;">2,507,204</td> </tr> <tr> <td>第90期 (自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日)</td> <td style="text-align: right;">37,908,605</td> <td style="text-align: right;">2,471,077</td> </tr> <tr> <td>第91期 (自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日)</td> <td style="text-align: right;">38,678,457</td> <td style="text-align: right;">2,380,415</td> </tr> <tr> <td>第92期 (自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日)</td> <td style="text-align: right;">38,076,137</td> <td style="text-align: right;">2,328,123</td> </tr> <tr> <td>第93期 (自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日)</td> <td style="text-align: right;">38,597,447</td> <td style="text-align: right;">2,301,821</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,541,689</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。</p> <p>第88期 (自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日)</p> <p>計算期間末の経費控除後の配当等収益 3,068,200円(1万口当たり30.04円)、収益調整金6,687,497円(1万口当たり65.48円)及び分配準備積立金28,391,577円(1万口当たり278.01円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、2,553,049円(1万口当たり25.00円)を分配に充てることに決定しました。</p> <p>第89期</p>		分配可能額	分配金額		(円)	(円)	第88期 (自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日)	38,147,274	2,553,049	第89期 (自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日)	38,186,183	2,507,204	第90期 (自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日)	37,908,605	2,471,077	第91期 (自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日)	38,678,457	2,380,415	第92期 (自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日)	38,076,137	2,328,123	第93期 (自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日)	38,597,447	2,301,821		14,541,689	
	分配可能額	分配金額																																																					
	(円)	(円)																																																					
第82期 (自 平成26年 6月10日 至 平成26年 7月 8日)	43,914,691	3,563,781																																																					
第83期 (自 平成26年 7月 9日 至 平成26年 8月 8日)	44,265,491	3,505,816																																																					
第84期 (自 平成26年 8月 9日 至 平成26年 9月 8日)	45,101,418	3,407,059																																																					
第85期 (自 平成26年 9月 9日 至 平成26年10月 8日)	42,067,122	3,112,979																																																					
第86期 (自 平成26年10月 9日 至 平成26年11月10日)	41,092,533	2,879,487																																																					
第87期 (自 平成26年11月11日 至 平成26年12月 8日)	39,251,716	2,663,430																																																					
	19,132,552																																																						
	分配可能額	分配金額																																																					
	(円)	(円)																																																					
第88期 (自 平成26年12月 9日 至 平成27年 1月 8日)	38,147,274	2,553,049																																																					
第89期 (自 平成27年 1月 9日 至 平成27年 2月 9日)	38,186,183	2,507,204																																																					
第90期 (自 平成27年 2月10日 至 平成27年 3月 9日)	37,908,605	2,471,077																																																					
第91期 (自 平成27年 3月10日 至 平成27年 4月 8日)	38,678,457	2,380,415																																																					
第92期 (自 平成27年 4月 9日 至 平成27年 5月 8日)	38,076,137	2,328,123																																																					
第93期 (自 平成27年 5月 9日 至 平成27年 6月 8日)	38,597,447	2,301,821																																																					
	14,541,689																																																						

(自 平成26年 7月 9日
至 平成26年 8月 8日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
4,560,574円(1万口当たり32.52円)、収益調整
金8,570,330円(1万口当たり61.11円)及び分配
準備積立金31,134,587円(1万口当たり222.02
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、3,505,816円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第84期

(自 平成26年 8月 9日
至 平成26年 9月 8日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
5,470,080円(1万口当たり40.13円)、収益調整
金8,517,556円(1万口当たり62.49円)及び分配
準備積立金31,113,782円(1万口当たり228.30
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、3,407,059円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第85期

(自 平成26年 9月 9日
至 平成26年10月 8日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
3,960,616円(1万口当たり31.80円)、収益調整
金7,875,873円(1万口当たり63.25円)及び分配
準備積立金30,230,633円(1万口当たり242.77
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、3,112,979円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第86期

(自 平成26年10月 9日
至 平成26年11月10日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
5,050,139円(1万口当たり43.84円)、収益調整
金7,369,914円(1万口当たり63.98円)及び分配
準備積立金28,672,480円(1万口当たり248.93
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、2,879,487円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第87期

(自 平成26年11月11日
至 平成26年12月 8日)

(自 平成27年 1月 9日
至 平成27年 2月 9日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
3,223,617円(1万口当たり32.14円)、収益調整
金6,647,745円(1万口当たり66.28円)及び分配
準備積立金28,314,821円(1万口当たり282.33
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、2,507,204円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第90期

(自 平成27年 2月10日
至 平成27年 3月 9日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
2,737,688円(1万口当たり27.69円)、収益調整
金6,632,768円(1万口当たり67.10円)及び分配
準備積立金28,538,149円(1万口当たり288.72
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、2,471,077円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第91期

(自 平成27年 3月10日
至 平成27年 4月 8日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
4,529,367円(1万口当たり47.56円)、収益調整
金6,475,814円(1万口当たり68.01円)及び分配
準備積立金27,673,276円(1万口当たり290.63
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、2,380,415円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第92期

(自 平成27年 4月 9日
至 平成27年 5月 8日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益
2,568,433円(1万口当たり27.58円)、収益調整
金6,422,238円(1万口当たり68.96円)及び分配
準備積立金29,085,466円(1万口当たり312.32
円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額
等を勘案して、2,328,123円(1万口当たり25.00
円)を分配に充てることに決定しました。

第93期

(自 平成27年 5月 9日
至 平成27年 6月 8日)

<p>計算期間末の経費控除後の配当等収益 3,898,684円（1万口当たり36.59円）、収益調整 金6,900,495円（1万口当たり64.77円）及び分配 準備積立金28,452,537円（1万口当たり267.06 円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額 等を勘案して、2,663,430円（1万口当たり25.00 円）を分配に充てることに決定しました。</p>	<p>計算期間末の経費控除後の配当等収益 3,243,000円（1万口当たり35.22円）、収益調整 金6,483,566円（1万口当たり70.41円）及び分配 準備積立金28,870,881円（1万口当たり313.56 円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額 等を勘案して、2,301,821円（1万口当たり25.00 円）を分配に充てることに決定しました。</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

<p>第16特定期間 （第88期から第93期） 自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国債券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。 さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。 取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第16特定期間末
(第93期計算期間末)
平成27年6月8日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

未収入金等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第15特定期間(第82期から第87期(自平成26年6月10日 至平成26年12月8日))

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	35,643,116
合計	35,643,116

第16特定期間(第88期から第93期(自平成26年12月9日 至平成27年6月8日))

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	10,059,943
合計	10,059,943

(デリバティブ取引に関する注記)

第15特定期間末（第87期計算期間末（平成26年12月8日現在））
該当事項はありません。

第16特定期間末（第93期計算期間末（平成27年6月8日現在））
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第16特定期間（第88期から第93期（自平成26年12月9日至平成27年6月8日））
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第16特定期間（第88期から第93期（自平成26年12月9日至平成27年6月8日））
該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	期別	第15特定期間末 (第87期計算期間末) 平成26年12月8日現在	第16特定期間末 (第93期計算期間末) 平成27年6月8日現在
期首元本額		1,446,394,005円	1,065,372,394円
期中追加設定元本額		24,184,433円	16,937,821円
期中一部解約元本額		405,206,044円	161,581,723円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1. 株式

該当事項はありません。

2. 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ベアリング新興国債券マザーファンド	483,651,142	567,226,059	—
合計	—	483,651,142	567,226,059	—

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「ベアリング新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ベアリング新興国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成26年12月8日現在	平成27年6月8日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		7,021,227	4,296,276
コール・ローン		56,025,573	27,103,526
国債証券		655,353,151	524,230,424
未収利息		18,374,000	15,857,870
前払費用		1,662,775	—
流動資産合計		738,436,726	571,488,096
資産合計		738,436,726	571,488,096
負債の部			
流動負債			
未払解約金		4,270,117	4,246,207
流動負債合計		4,270,117	4,246,207
負債合計		4,270,117	4,246,207
純資産の部			
元本等			
元本		577,684,225	483,651,142
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		156,482,384	83,590,747
元本等合計		734,166,609	567,241,889
純資産合計		734,166,609	567,241,889
負債純資産合計		738,436,726	571,488,096

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
国債証券	
個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。	
適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	
外国為替予約取引	
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
(1) 外貨建取引等の処理基準	
「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。	
(2) 資産・負債の状況は、平成27年6月8日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として、毎年6月9日から翌年6月8日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	平成26年12月8日現在	平成27年6月8日現在
1. 受益権の総数		577,684,225口	483,651,142口
2. 1口当たり純資産額		1.2709円	1.1728円
(1万口当たり純資産額)		(12,709円)	(11,728円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成26年12月9日
至 平成27年6月8日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月8日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成26年6月10日 至 平成26年12月8日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,652,955
合計	2,652,955

(自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日)

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△7,400,628
合計	△7,400,628

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首(平成26年6月10日)から計算期間末日までに対応するものであります。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成26年12月8日現在)

該当事項はありません。

(平成27年6月8日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成26年12月9日 至 平成27年6月8日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

各計算期間における元本額の変動

平成26年12月8日現在		平成27年6月8日現在	
期首元本額	809,571,789円	期首元本額	577,684,225円
期中追加設定元本額	13,289,407円	期中追加設定元本額	9,002,328円
期中一部解約元本額	245,176,971円	期中一部解約元本額	103,035,411円
期末元本額	577,684,225円	期末元本額	483,651,142円
元本の内訳*		元本の内訳*	
ベアリング新興国債券ファンド(毎月決算型)		ベアリング新興国債券ファンド(毎月決算型)	
	577,684,225円		483,651,142円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本であります。

(3) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

1. 株式

該当事項はありません。

2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO 6.50% 09JUN22		11,700,000.00	12,095,460.00	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 17.0%	11,700,000.00	12,095,460.00 (96,521,770) 18.4%	
	ブラジルレアル	NT DO TES 10.00% 01JAN17		2,520,000.00	2,397,337.23	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 16.9%	2,520,000.00	2,397,337.23 (95,749,648) 18.3%	
	トルコリラ	TURKEY 10.00% 17JUN15		2,025,000.00	2,023,582.50	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 16.3%	2,025,000.00	2,023,582.50 (92,336,069) 17.6%	
	ハンガリーフ ォリント	HUNGARY 6.75% 24FEB17		125,000,000.00	135,850,000.00	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 10.7%	125,000,000.00	135,850,000.00 (60,629,855) 11.6%	
	ポーランドズ ロチ	POLAND 5.75% 23SEP22		1,930,000.00	2,281,839.00	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 13.5%	1,930,000.00	2,281,839.00 (76,350,332) 14.6%	
	インドネシア ルピア	INDONESIA 10.75% 15MAY16		10,500,000,000.00	10,804,500,000.00	
	計	銘柄数: 組入時価比率:	1 18.1%	10,500,000,000.00	10,804,500,000.00 (102,642,750) 19.5%	
	小計				524,230,424 (524,230,424)	
	合計				524,230,424 (524,230,424)	

(注) 1. 通貨種類毎の計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 小計、合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年6月30日現在

I 資産総額	544,112,927円
II 負債総額	525,523円
III 純資産総額 (I - II)	543,587,404円
IV 発行済口数	904,740,863口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.6008円

<ご参考> 「ベアリング新興国債券マザーファンド」

平成27年6月30日現在

I 資産総額	544,095,544円
II 負債総額	3,049円
III 純資産総額 (I - II)	544,092,495円
IV 発行済口数	472,440,634口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.1517円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換え等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の帰属と受益証券の不発行

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(6) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

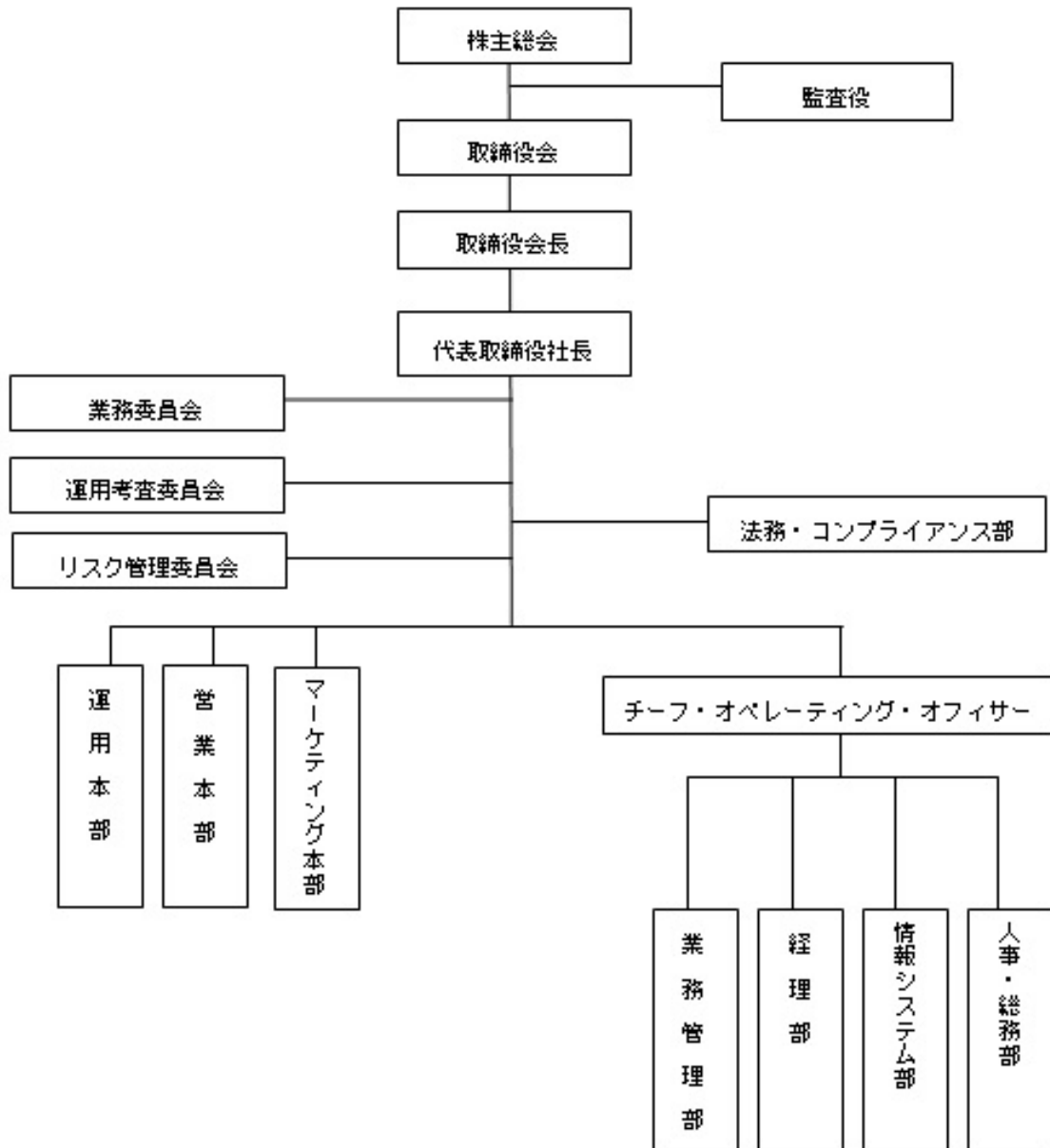
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成27年6月末日現在、資本金は250百万円です。なお、発行可能株式総数は12,000株であり、5,000株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図（平成27年6月末日現在）



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

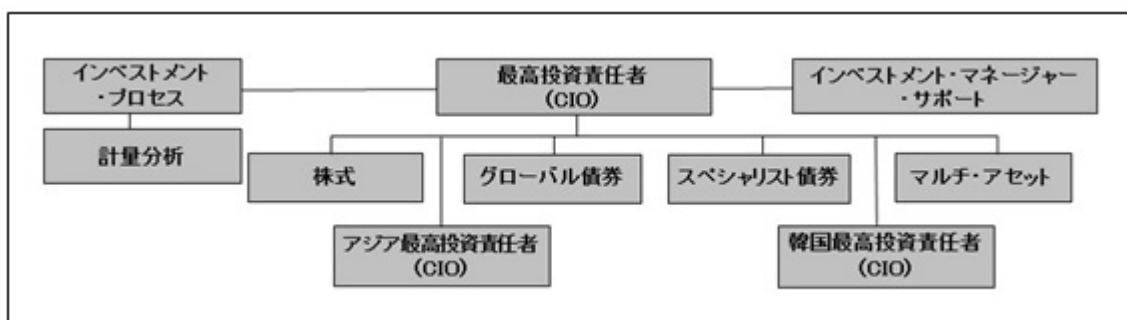
取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

② 運用の基本プロセス

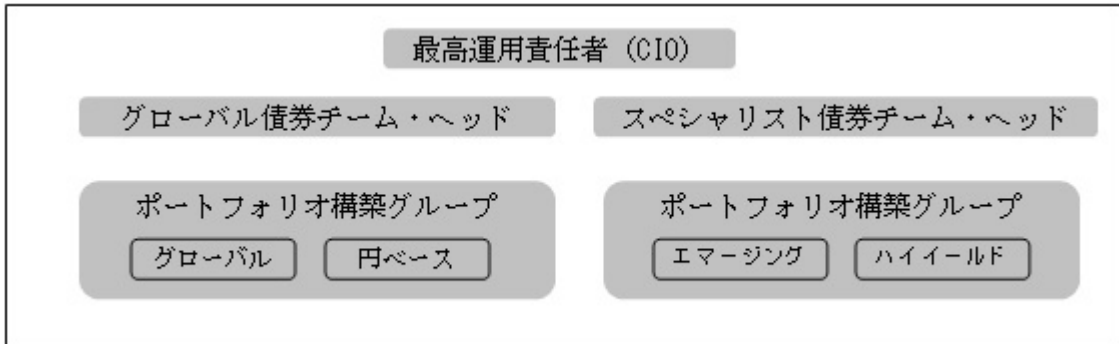
当社は、アジア(除く、日本)株式以外の世界の債券・株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド(香港法人)に、運用指図に関する権限の一部を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

当社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、以下の通りグローバルな運用体制を敷いています。



運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

● 債券（通貨を含む）運用体制



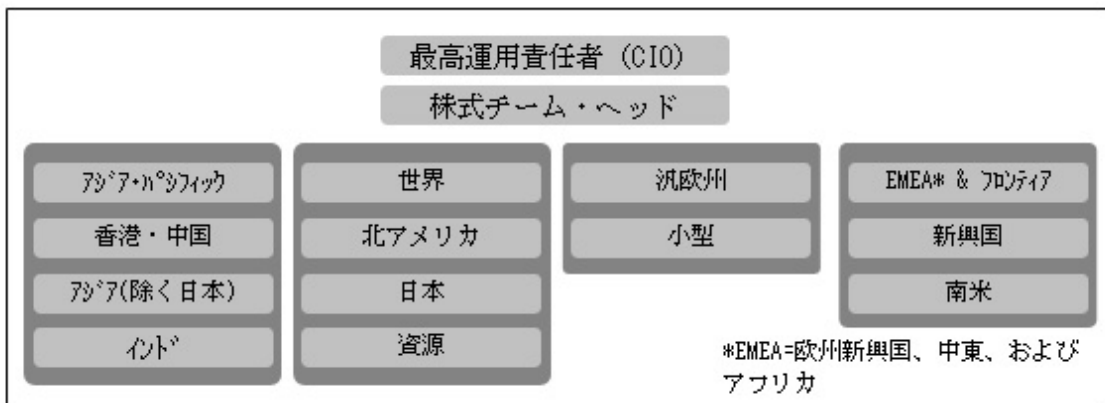
意思決定プロセスの概要

調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

● 株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

投資プロセスの概要

投資アイデアの創出	・幅広い分野に広がるベアリングの投資プロフェッショナルによる確信度の高い投資アイデアの創出
企業調査	・市場により認識されていない今後3年から5年の成長性の探究
ポートフォリオの構築	・Quality(高い質), Growth(高い成長), Upside(株価上昇期待) ・高い確信度、高いアクティブ・シェア ・総合的なリスク分析
ポートフォリオのモニタリング	・我々の投資哲学および投資プロセスと一貫性が保たれていることを確認するための継続的なモニタリング

企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。

クオリティ(Quality) 安定的な 業績が持続可能	成長性(Growth) 長期的な アウトパフォーマンスが可能	上昇余地(Upside) 規律ある 利益割引アプローチにより測定
<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス <ul style="list-style-type: none"> - 競争力 - 効率性 - 安定性 ● 経営陣 <ul style="list-style-type: none"> - 高い経営能力 - コミットメント - 株主価値の最大化 ● 財務体質 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去3年間の利益成長 ● 今後12ヶ月間の利益成長 ● 今後5年間の利益成長予想 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後5年間の予想利益の現在価値 ● 12ヶ月先予想PER <ul style="list-style-type: none"> - 過去との比較 - セクターとの比較 - 競合他社との比較 ● ROEに対するPBRの水準、資本コスト
Quality(1から5のスコア)	Growth(1から5のスコア)	Upside(1から5のスコア)

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

(注) 運用体制等は平成27年6月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成27年6月30日現在、委託会社は、合計で21本（純資産総額2,869億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	21本	286,981,889,376円
合計	21本	286,981,889,376円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。当事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する諸規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 3 月 13 日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

芳藤 通教 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	462,876	422,094
前払費用	19,274	20,119
未収委託者報酬	230,469	200,386
未収運用受託報酬	123,102	130,778
未収収益	* 1 14,328	* 1 15,668
繰延税金資産	65,625	52,514
その他の流動資産	3,937	2,921
流動資産合計	919,614	844,484
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 2 26,048	* 2 36,212
有形固定資産合計	26,048	36,212
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	29,454	32,027
無形固定資産合計	31,305	33,877
投資その他の資産		
長期差入保証金	55,704	53,353
長期前払費用	16	5
預託金	1,500	1,500
繰延税金資産	51,709	56,458
その他	1,000	—
投資その他の資産合計	109,930	111,317
固定資産合計	167,283	181,407
資産合計	1,086,898	1,025,891

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	4,185	4,635
未払手数料	* 1 167,082	* 1 140,027
未払委託調査費	* 1 16,621	* 1 19,920
その他未払金	40,326	59,089
リース債務	1,384	1,384
未払費用	25,830	23,875
賞与引当金	128,531	116,008
未払法人税等	91,939	3,215
未払消費税等	18,096	30,337
その他の流動負債	—	5
流動負債合計	493,997	398,498
固定負債		
リース債務	3,115	1,730
退職給付引当金	144,404	147,397
役員退職慰労引当金	10,877	793
固定負債合計	158,397	149,921
負債合計	652,395	548,420
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金	18,587	28,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,914	198,883
利益剰余金合計	184,502	227,471
株主資本合計	434,502	477,471
純資産合計	434,502	477,471
負債・純資産合計	1,086,898	1,025,891

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,880,310		2,029,302
運用受託報酬		298,007		398,776
その他営業収益	* 1	50,521	* 1	76,983
営業収益合計		2,228,839		2,505,062
営業費用				
支払手数料	* 1	1,152,015	* 1	1,214,549
広告宣伝費		30,643		29,222
公告費		2,950		3,191
調査費		56,930		88,990
委託調査費	* 1	53,817	* 1	74,635
委託計算費		76,470		83,645
通信費		8,264		5,051
印刷費		17,404		23,004
協会費		2,138		2,750
営業費用合計		1,400,636		1,525,041
一般管理費				
役員報酬		19,360		26,848
給料・手当		186,005		238,431
賞与		119,989		113,452
交際費		2,312		3,189
旅費交通費		14,854		30,189
福利厚生費		33,883		44,587
人材募集費		6,560		23,100
業務関連委託費用		64,167		92,365
器具備品費		1,829		8,948
租税公課		3,700		3,915
不動産賃借料		53,070		70,907
固定資産減価償却費		11,724		16,860
退職給付費用		24,027		18,579
役員退職慰労引当金繰入額		1,440		1,627
諸経費		32,294		41,266
一般管理費合計		575,220		734,269

営業利益	252,982	245,751
営業外収益		
為替差益	—	1,756
受取利息	24	32
賞与引当金戻入額	—	10,040
法人税等還付加算金	3	1
雑収入	524	399
営業外収益合計	551	12,230
営業外費用		
為替差損	8,269	—
営業外費用合計	8,269	—
経常利益	245,265	257,981
特別損失		
特別退職金支出額	597	9,409
特別損失合計	597	9,409
税引前当期純利益	244,667	248,572
法人税、住民税及び事業税	145,574	97,241
法人税等調整額	△47,140	8,361
法人税等合計	98,434	105,603
当期純利益	146,233	142,968

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	3,587	184,681	188,269	438,269	438,269
当期変動額						
剰余金の配当	-	15,000	△165,000	△150,000	△150,000	△150,000
当期純利益	-	-	146,233	146,233	146,233	146,233
当期変動額合計	-	15,000	△18,766	△3,766	△3,766	△3,766
当期末残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502

当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	△110,000	△100,000	△100,000	△100,000
当期純利益	-	-	142,968	142,968	142,968	142,968
当期変動額合計	-	10,000	32,968	42,968	42,968	42,968
当期末残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

- (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 賞与引当金戻入額

賞与支給対象者のうち当期に退職した者に対して賞与の不支給を決定したことに伴う引当金の取崩額であります。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
未収収益	12,825 千円	13,910 千円
未払手数料	72,781	60,903
未払委託調査費	16,621	19,920

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
器具備品	149,449 千円	157,255 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
その他営業収益	45,868 千円	70,524 千円
支払手数料	226,388	253,706
委託調査費	53,795	74,629

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年 6月28日 定時株主総会	普通株式	150,000	30,000	平成25年 3月31日	平成25年 7月17日

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
1年以内	18,568	53,128
1年超	—	177,096
合計	18,568	230,224

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	462,876	462,876	—
(2) 未収委託者報酬	230,469	230,469	—
(3) 未収運用受託報酬	123,102	123,102	—
(4) 未収収益	14,328	14,328	—
(5) 長期差入保証金	55,704	55,704	—
資産計	886,481	886,481	—
(1) 未払手数料	167,082	167,082	—
(2) 未払委託調査費	16,621	16,621	—
負債計	183,704	183,704	—

当事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	422,094	422,094	—
(2) 未収委託者報酬	200,386	200,386	—
(3) 未収運用受託報酬	130,778	130,778	—
(4) 未収収益	15,668	15,668	—
(5) 長期差入保証金	53,353	53,353	—
資産計	822,281	822,281	—
(1) 未払手数料	140,027	140,027	—
(2) 未払委託調査費	19,920	19,920	—
負債計	159,947	159,947	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	462,876	—	—	—
未収委託者報酬	230,469	—	—	—
未収運用受託報酬	123,102	—	—	—
未収収益	14,328	—	—	—
長期差入保証金	—	55,704	—	—
合計	830,777	55,704	—	—

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	422,094	—	—	—
未収委託者報酬	200,386	—	—	—
未収運用受託報酬	130,778	—	—	—
未収収益	15,668	—	—	—
長期差入保証金	—	53,353	—	—
合計	768,928	53,353	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
退職給付債務（千円）	144,404	147,397
退職給付引当金（千円）	144,404	147,397

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
退職給付費用 (千円)	24,027	18,579

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度 (平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
① 流動の部 (繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	353 千円	2,197 千円
未払事業税	6,598	462
未払費用否認	9,818	8,509
賞与引当金	48,854	41,345
繰延税金資産小計	65,625 千円	52,514 千円
② 固定の部 (繰延税金資産)		
退職給付引当金	51,709 千円	52,532 千円
役員退職慰労引当金	4,134	282
ソフトウェア	-	3,925
繰延税金資産小計	55,844	56,740
評価性引当額	△4,134	△282
繰延税金資産合計	51,709 千円	56,458 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01 %	38.01 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.75	5.63
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.92
評価性引当金計上	0.22	△2.88
その他	0.25	△1.19
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.23 %	42.48 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年1月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,246千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）及び当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,880,310	298,007	50,521	2,228,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	英国	香港	合計
2,178,317	45,868	4,653	2,228,839

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,029,302	398,776	76,983	2,505,062

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,428,078	70,524	6,458	2,505,062

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	45,868	未収収益	12,825
							運用委託契約	*2運用委託	226,388	未払手数料	72,781
									53,795	未払委託調査費	16,621

当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	70,524	未収収益	13,910
							運用委託契約	*2運用委託	253,706	未払手数料	60,903
									74,629	未払委託調査費	19,920

(2) 兄弟会社等

前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,653	未収収益	1,502
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	16,376	未払手数料	5,198
									21	未払委託調査費	6
事務代行契約の締結	*3事務代行業料の支払	6,453	その他未払金	1,533							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,830	その他未払金	4,966	

当事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,458	未収収益	1,758
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,878	未払手数料	4,512
									5	未払委託調査費	-
事務代行契約の締結	*3事務代行業料の支払	8,615	その他未払金	2,801							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	30,109	その他未払金	7,550	

- (注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
 - * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
 - * (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。
 - * (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	86,900.46円	95,494.23円
1株当たり当期純利益金額	29,246.65円	28,593.77円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	146,233	142,968
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	146,233	142,968
期中平均株式数 (千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 平成25年6月28日付で、決算期を3月31日から12月31日とする定款変更を行いました。これに伴い平成25年度の事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となります。
- ② 平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。
- ③ 平成26年11月4日付で、取締役の任期を変更するための定款変更を行いました。
- ④ 平成27年3月31日付で、取締役会議長を取締役会長とする定款の一部変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型株式投資信託

ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）

信 託 約 款

ベアリング投信投資顧問株式会社

＜追加型株式投資信託 ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）＞

運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてベアリング新興国債券マザーファンド受益証券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、ベアリング新興国債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行います。

(2) 投資態度

主として、マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (7) スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少

額の場合には分配を行わないことがあります。

- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<追加型株式投資信託 ベアリング新興国債券ファンド（毎月決算型）>約款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

第1条 この信託は証券投資信託であり、ベアリング投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年12月7日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとします。

② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類および方法】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行され

た場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるとします。ただし、ロンドン（英国）の銀行休業日には、取得申込に応じないものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める自動けいぞく投資契約約款（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ この約款において「自動けいぞく投資契約約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。
- ⑧ 前項により取得申込の受け付けが中止された場合または既に受け付けた取得申込が保留もしくは取り消された場合には、受益者は当該受け付け中止または保留もしくは取り消しを行った当日の取得申込を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込を撤回しない場合には、当該受益権の売却価額は、当該受け付けを中止または保留もしくは取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込を受け付けたものとし、第3項から第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益者は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することはできません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいひ、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- ・ 為替手形

【運用の指図範囲および株式への投資制限等】

第16条 委託者は、信託金を、主としてベアリング投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託 ベアリング新興国債券マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした親投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

5. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受け権証書
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1号第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
15. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
17. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第5号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までおよび第6号の証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号から第4号までおよび第6号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第16号の証券および第17号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この条において同じ。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式および投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項に掲げる資産への投資等ならびに第16条第2項に掲げる取引を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第21条から第23条、第25条、第27条、第32条、第33条および第34条における委託者の指図による取引について同様とします。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

- 第21条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認

めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面銀額の合計が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係

人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為。

【有価証券の保管】

第29条 <削除>

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 32 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、また再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 37 条 この信託の計算期間は、原則として毎月の 9 日から翌月の 8 日までとします。ただし、第 1 計

算期間は、信託契約締結日より平成19年10月9日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額の支払い（以下「監査費用等」といいます。）を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるとき、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるとき、かかる監査費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において監査費用等の上限、固定率または固定額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定額を変更することができます。
- ④ 第2項において監査費用等の固定率または固定額を定める場合、かかる費用の額は第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年6月8日および12月8日（当該日が休日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産から支弁します。ただし、第1回目の支弁は、平成19年12月10日とします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の144の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の33.75の率を乗じて得た金額以内とし、委託者と委託を受けた者の間で別途定めるものとします。次の率を乗じて得た金額とします。

【収益の分配方式】

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した

額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用等、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金（第45条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信

託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金および償還金については第42条第1項ならびに第3項にそれぞれに規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【信託の一部解約】

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドン（英国）の銀行休業日に当たる日には当該請求を受け付けられないものとします。

- ② 前項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契

約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第51条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解

任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 52 条 第 46 条に規定する信託契約の解約または第 51 条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第 46 条第 4 項または第 51 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 46 条第 3 項または第 51 条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第 52 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第 54 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第1条 ①第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 ①第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成19年6月29日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー

委託者 ベアリング投信投資顧問株式会社

代表取締役社長 吉武 隆夫

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

受託者 住友信託銀行株式会社

取締役社長 森田 豊

親投資信託

ベアリング新興国債券マザーファンド

信 託 約 款

ベアリング投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主として新興国の政府、政府機関、もしくは企業が発行する現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。現地通貨建て債券の他に新興国の外貨建て債券に投資することもあります。

運用方法

(1)投資対象

新興国の現地通貨建て債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、新興国の政府、政府機関、もしくは企業が発行する現地通貨建て債券に投資を行い、中長期的な観点から、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。現地通貨建て債券の他に新興国の外貨建て債券に投資することもあります。かかる新興国の債券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

運用制限

- (1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。

親投資信託 ベアリング新興国債券マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする親投資信託であり、ベアリング投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするベアリング投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
 - ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- ・為替手形

【運用の指図範囲】

第12条 委託者（第14条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第13条、第16条から第22条、第24条、第29条から第31条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしてるもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
17. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までおよび第6号の証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号から第4号までおよび第6号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第16号の証券および第17号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この条において同じ。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

【運用指図権限の委託】

第14条 委託者は、運用の指図（第12条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。）に関する権限を次の者に委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド
英国ロンドン市ビショップスゲイト155番地

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、各当該証券投資信託ごとに決定される当該信託財産の一定の割合をもって計算される額とし、本信託財産からは支払われないものとします。
- ③ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第11条および第12条第1項に掲げる資産への投資等ならびに第12条第2項に掲げる取引を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第18条から第20条、第22条、第24条、第29条から第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。

ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【先物取引等の運用指図】

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第14条第1項に掲げる、委託者から運用指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第26条 <削除>

【混蔵寄託】

第27条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、原則として、毎年6月9日から翌年6月8日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日より平成20年6月9日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

【一部解約】

第41条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める時は、またはやむを得ない事情が発生した時は、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ③ 委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、または、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがうものとします。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させる事があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、第47条の規定に従い、委託者は新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
 - ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対

して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

【反対者の買取請求権】

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または第47条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第4項または第47条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【受益者への書面等交付の例外】

第49条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面の交付を行ないません。

② 委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書の交付を行ないません。

【公告】

第50条 委託者が行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 ①第20条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 ①第20条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成19年6月29日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー
委託者 ベアリング投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 吉武 隆夫

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
受託者 住友信託銀行株式会社
取締役社長 森田 豊